

総合火災共済



暮らしの安心を
バックアップ。

あなたの街の
身近な県共済

— 県共済 —

愛媛県火災共済協同組合

あなたの企業を守る“安心のプラン”

総合火災共済



共済金をお支払いする場合とお支払いの方法

①～③
および
⑤～⑧
の場合

※2
損害額

×

共済金額(ご契約金額)
※1 共済価額×80%

= 損害共済金
の額

※2. 損害額が損害共済金の限度額となります。

共済金額の自動復元

①～⑧の事故による共済金のお支払額が80%以下の場合には共済金額は減額されません。
※1. 普通火災共済で非住宅物件をご契約の場合は共済価額の80%縮小はありません。

1 火災



2 落雷

落雷による衝撃によって建物、ガラス、テレビなどに損害が生じたとき



3 破裂または爆発

ボイラの破裂やプロパンの爆発などによって損害が生じたとき



4 風災・雪災

台風・せん風・暴風などの風災、ひょう災または豪雪、なだれなどの雪災により建物、家財等に20万円以上の損害が生じたとき

損害金 × $\frac{\text{共済金額}}{\text{共済価額}}$ = 損害共済金の額



5 物体の落下・衝突

航空機の墜落や付属品の落下、車両の飛び込みなどで損害が生じたとき



6 騒じょう・労働争議

デモやストライキなどによって建物や家財に損害が生じたとき



7 水ぬれ

給排水設備の事故または他の戸室の事故により水ぬれの損害が生じたとき



8 盗難 (商品はお支払いの対象になりません。)

①～⑦と⑩および⑭の事故の際の盗難、紛失および家財、設備・什器等が屋外にある間の盗難についてはお支払いできません。

⑨家財、設備・什器等をご契約の場合

イ. 現金は1回の事故につき生活用のものは20万円、業務用のものは30万円を限度としてお支払いします。
ロ. 預貯金証書は、1回の事故につき生活用のものは200万円、業務用のものは300万円または共済金額のいずれか低い額を限度として実際の損害額をお支払いします。
ハ. 貴金属、美術品等の明記物件は1回の事故につき、1個または1組ごとに100万円を限度としてお支払いします。

⑩建物をご契約の場合

盗難の際の建物の汚損またはき損



9 水災

台風、こう水、豪雨、高潮などの水災により次の損害が生じたとき

イ. 建物または家財にそれぞれ30%以上の損害が生じたとき

損害額 × $\frac{\text{共済金額}}{\text{時価}}$ × 70%

ロ. 床上浸水または地盤面より45cmをこえる浸水により、建物または家財、設備・什器、商品・製品などに損害が生じたとき

共済金額 × 5% (ただし、1回の事故につき1敷地内ごとに100万円または損害の額いづれか低い額を限度とします。)



10 臨時費用

①～⑦の事故の場合、共済金のほかにその30%を臨時の費用としてお支払いします。

(ただし、1回の事故につき1敷地内ごとに住宅物件は100万円、非住宅物件は500万円分が限度です。)



11 残存物取片づけ費用

①～⑦の事故の場合、共済金の10%の範囲内で残存物の取片づけに要した実費をお支払いします。



12 失火見舞費用

①または③の事故で他人の所有物に損害を与えたとき

20万円×被災世帯数
(ただし、1回の事故につき共済金額の20%が限度です。)



13 地震火災費用

地震、噴火などにより火災が発生し、次の損害が生じたとき

イ. 建物が半焼以上または損害の額が20%以上となったとき
ロ. 家財が共済の目的の場合は、家財を収容する建物等が半焼以上または家財の損害が80%以上となったとき
ハ. 共済の目的が設備・什器または商品・製品の場合は、これらを収容する建物が半焼以上となったとき

共済金額 × 5%
(ただし、1敷地内ごとに300万円が限度です。)



14 修理付帯費用

①～③の事故で、損害の原因調査費用や仮修理費用、仮設物費用などの実費をお支払いします。ただし、非住宅物件に限ります。

(1敷地内ごとに共済金額×30%または1,000万円のいずれか低い額が限度です。)



15 損害防止費用

①～③の事故で、損害の防止、軽減のために支出した必要または有益な費用をお支払いします。

(例) 応援消防隊のガソリン代、食事代、消火薬剤の再取得費用



※普通火災共済をご契約の方は、上記⑤～⑨の保障が対象外となります。

ご契約の際は次の点にご注意ください

- (1) 建物、家財、設備・什器、商品などの共済金額は、時価いっぱいにお決めください。
共済金のお支払いは、時価と共済金額との割合をもとに算出されますので、共済金額が時価未満の場合事故が発生しても、損害額の全額をお支払いできないときがあります。
- (2) 1個または1組の価格が30万円をこえる貴金属、美術品等は申込書に明記していないときは、お支払いの対象になりませんのでご注意ください。(明記物件)

総合火災共済の基本掛金率表

(共済期間1年 共済金額1,000円につき)

(共済期間1年 共済金額1,000円につき)

		構 造			
		M構造	T構造	H構造	
住宅物件	基本掛金率	0.23	0.62	1.79	
	総合加算掛金率	建 物	0.10	0.19	0.38
		家 財	0.28	0.56	0.72

		構 造		
		1級	2級	3級
普通物件	基本掛金率	0.51	1.54	2.79
	総合加算掛金率	建 物	0.20	0.49
		家 財	0.48	0.70
		設 備 什 器 等	0.41	0.56
		商 品 製 品 等	0.13	0.24

様 にご契約プラン

所在地						
建物の構造						
共済の目的	契約金額	基本掛金率	加算率	掛金率合計	年間掛金	備 考
建 物	千円				円	
家 財	千円				円	
設備・什器等	千円				円	
商品・製品等	千円				円	
計	千円				円	

共済金お支払後の 共済契約について

事故による共済金のお支払額が、1回の事故につきご契約金額の80%を超えない限り、ご契約金額は減額されず何度でも共済金をお支払いします。ただし、1回の事故で共済金の支払額がご契約金額の80%を超えた場合、ご契約は終了します。

- このパンフレットは総合火災共済の概要を説明したものです。詳しい内容につきましては「約款」、「重要事項説明書」をご覧ください。
- 共済契約者には、共済契約の締結に際し、組合が重要な事項として告知を求めた事項(以下「告知事項」といいます。)にご回答頂く義務(告知義務)があります。告知事項について事実と異なる記載をされた場合には、ご契約を解除させて頂くことがあります。また、その場合、すでに発生している事故について共済金をお支払いできないことがあります。この共済では申込書等に★印が付された項目が告知事項となりますので、ご注意ください。
- 共済契約者には、共済契約の締結後に、告知事項のうち一部の事項(以下「通知事項」といいます。)に変更が生じた場合に遅滞なくご通知頂く義務(通知義務)があります。ご通知がないとご契約を解除させて頂くことがあります。また、その場合は、既に発生している事故について共済金をお支払いできないことがあります。この共済では、申込書等に☆印が付されている事項が通知項目となります。
- 共済契約の締結に際しては、ご提供頂く氏名・住所・電話番号などの個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律を厳守するとともにその安全管理に努めます。詳しくは「重要事項説明書」をご覧ください。
- 当組合と全日本火災共済協同組合連合会が共同して共済契約をお引き受けいたします。
- 不明な点につきましては、代理所または当組合にお問い合わせください。

県共済

取扱代理所

愛媛県火災共済協同組合

〒790-0001
松山市一番町四丁目1番2(中小企業会館3階)
TEL089(945)1313 FAX089(932)7602